

一般事業主行動計画の公表について

2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うための法律です。

この法律に基づき、当社も労働者が仕事と子育てを両立できるよう「一般事業主行動計画」を策定しました。

株式会社長府製作所 行動計画 (第4回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 から 令和7年3月31日
2. 内容

目標1 所定外労働時間の削減のための措置の導入

< 対策 > 業務の見直しを行い、所定外労働時間の削減を図る。

※職種別平均残業時間/月

2018年 総合職 26.36時間、一般職 4.53時間、技能職 19.35時間

2019年 総合職 25.47時間、一般職 3.80時間、技能職 14.84時間

目標2 年次有給休暇の取得の促進に継続的に取り組む

< 対策 > 有給休暇の取得促進を目的としたリフレッシュ休暇制度を継続し、有給休暇取得を促す。

※全職種平均取得日数/年 2018年 9.0日

2019年 9.3日

目標3 育児休業を取得しやすい環境の整備

< 対策 > ・育児休業に関する規定の周知を行い、対象者には個別説明を行う。
・社員への研修・教育を行い、スキルアップをはかることで業務のカバー体制の構築を目指す。